

前橋市監査委員公表第11号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年8月26日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年8月8日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：市街地整備課】</p> <p>1 電子納品ガイドライン【土木委託業務編】の適切な運用について（要望事項）</p> <p>二中地区（第三）土地区画整理事業 換地計画作成業務において、特記仕様書では電子成果品での提出を求めているにもかかわらず、電子納品ガイドライン【土木委託業務編】に基づいた、事前協議や電子データの内容確認及びウイルスチェックの全部、若しくはその一部について協議又は確認されないまま受理されていた。また、提出された成果品の個人情報の取り扱いが不明確であった。</p> <p>電子納品ガイドラインの運用方法及び業務費用の計上を含め、所管する契約監理課、情報政策課と協議の上、適切な運用を図られたい。</p> <p>2 測量・設計業務における積算基準の適切な運用について（要望事項）</p> <p>二中地区（第三）土地区画整理事業 換地計画作成業務において、平成29年度に群馬県積算基準が改訂され、協会歩掛等の取り扱いは特別調査又は見積もりを徴収することとされたが、所管所属にあつては、群馬県積算基準の改訂を適用せずにUR都市機構の積算要領及び公益社団法人街づくり区画整理協会の積算資料を参考に区画整理事業独自の歩掛を作成し積算していた。</p> <p>土地区画整理事業に係る業務の積算に当たっては、群馬県の積算基準に合致していない部分もあることから、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、所管する契約監理課と協議の上、独自で作成した基準の見直しを行い、積算基準の明確化を図るよう検討されたい。</p>	<p>電子成果品での提出については、業務の効率化、省資源・省スペースを図ることを目的として、電子納品ガイドライン【土木委託業務編】に基づき、提出する成果品の内容を業務打合せ書により確認し、納品させることを徹底することとした。</p> <p>また、個人情報を含む電子成果品の取り扱いについては、情報政策課及び契約監理課と協議を行い、個人情報の対象となる情報の収集から管理、更に廃棄するまでの過程において、関係条例、規則に基づき適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>なお、電子成果品の作成費用については、群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛（計画・調査編）にのっとり適切に計上積算することとした。</p> <p>土地区画整理事業における業務の積算基準については、国及び群馬県で作成された歩掛がないため、現在まで本市で積算歩掛を作成・運用してきた経緯がある。</p> <p>このため、群馬県の所管部局と協議し、県内他市町村の積算歩掛運用状況について調査、意見交換等を行うとともに、契約監理課との協議により、来年度から群馬県積算基準に準拠した積算方法とし、積算根拠の明確化を図ることとした。</p>

都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年8月8日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：区画整理課】</p> <p>1 電子納品ガイドライン【土木委託業務編】の適切な運用について（要望事項）</p> <p>六供土地区画整理事業 出来形確認測量業務ほか2業務において、特記仕様書では電子成果品での提出を求めているにもかかわらず、電子納品ガイドライン【土木委託業務編】に基づいた、事前協議や電子データの内容確認及びウイルスチェックの全部、若しくはその一部について協議又は確認されないまま受理されていた。また、提出された成果品の個人情報の取り扱いが不明確であった。</p> <p>電子納品ガイドラインの運用方法及び業務費用の計上を含め、所管する契約監理課、情報政策課と協議の上、適切な運用を図られたい。</p> <p>2 測量・設計業務における積算基準の適切な運用について（要望事項）</p> <p>六供土地区画整理事業 出来形確認測量業務ほか2業務において、平成29年度に群馬県積算基準が改訂され、協会歩掛等の取り扱いは特別調査又は見積もりを徴収することとされたが、所管所属にあつては、群馬県積算基準の改訂を適用せずにUR都市機構の積算要領及び公益社団法人街づくり区画整理協会の積算資料を参考に区画整理事業独自の歩掛を作成し積算していた。</p> <p>土地区画整理事業に係る業務の積算に当たっては、群馬県の積算基準に合致していない部分もあることから、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、所管する契約監理課と協議の上、独自で作成した基準の見直しを行い、積算基準の明確化を図るよう検討されたい。</p>	<p>電子成果品での提出については、業務の効率化、省資源・省スペースを図ることを目的として、電子納品ガイドライン【土木委託業務編】に基づき、提出する成果品の内容を業務打合せ書により確認し、納品させることを徹底することとした。</p> <p>また、個人情報を含む電子成果品の取り扱いについては、情報政策課及び契約監理課と協議を行い、個人情報の対象となる情報の収集から管理、更に廃棄するまでの過程において、関係条例、規則に基づき適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>なお、電子成果品の作成費用については、群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛（計画・調査編）にのっとり適切に計上積算することとした。</p> <p>土地区画整理事業における業務の積算基準については、国及び群馬県で作成された歩掛がないため、現在まで本市で積算歩掛を作成・運用してきた経緯がある。</p> <p>このため、群馬県の所管部局と協議し、県内他市町村の積算歩掛運用状況について調査、意見交換等を行うとともに、契約監理課との協議により、来年度から群馬県積算基準に準拠した積算方法とし、積算根拠の明確化を図ることとした。</p>

教育委員会事務局工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年7月31日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：教育施設課】</p> <p>1 屋上からの転落事故防止対策について(指摘事項)</p> <p>南橋公民館本館改築建築工事において、2階屋上部分の東側及び南側側端に設けた立ち上がり壁の高さは60センチメートルとなっており、当該立ち上がり壁に手すり等の設置は計画されておらず、館内から屋上への出入口となる建具の締め金具も施錠のできないクレセント型のものとなっていることから、屋上からの転落などによる事故の発生が懸念されるものである。</p> <p>屋上を不特定多数の人が使用する場合、建築基準法施行令第126条第1項で屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1メートル以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならないと規定されていることから、転落などの事故を防ぐため、安全を確保する上で必要、かつ適切な事故防止、防護策を講じられたい。</p>	<p>屋上からの転落事故防止対策については、設計の段階において、2階屋上部分は空調設備機器や施設の維持管理のための場所として計画しており、公民館利用者の使用は想定していないため、屋上への出入口となる建具の締め金具を施錠のできる金具に交換することにより、施設の維持管理以外では出入りができないように改善した。</p>